

議案第 68 号

債権の放棄について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、次のとおり市が有する債権を放棄することについて、市議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 27 日提出

市川市長 大久保 博

記

1 放棄する債権の内容

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく家賃及びこれに係る遅延損害金の支払請求権

2 債務者ごとの放棄する当該家賃の額

債務者 G	3,186,540 円
債務者 H	2,222,200 円
債務者 I	4,526,940 円
債務者 J	1,257,260 円

3 放棄の理由

債務者 G、H、 I 及び J	民法第 169 条による時効期間 5 年が満了したため。
--------------------	------------------------------

理 由

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく家賃及びこれに係る遅延損害金について、民法第169条による時効期間5年の満了により今後の徴収が見込めないことから、これらの支払請求権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により提案するものである。